

枚方市商店街等活性化促進事業補助金

市内商店街等の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する取り組みを支援します。

1. 補助金の内容

対象事業や補助金上限額などについては、次のとおりです。

補助対象経費については、「枚方市商店街等活性化促進事業交付要綱」をご確認ください。

予算の状況により、募集内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、交付申請を受理した事業の補助金申請額が予算額に達した場合、募集を終了及び決定金額の減額を行う場合があります。

オンリーワン商店街創造事業

- 中長期的に集客を確保し、商店街等の活性化又は再生を図ることを目的とする、次の①、②のどちらか、または両方の事業

① 当該商店街等の独自性あるイベントの実施 ② 地域資源の活用や地域課題の解決に資する事業

補助限度額 1年目150万円 / 2年目100万円 / 3年目50万円 / 4年目以降は補助対象外、補助率1/2

(※現在、オンリーワン商店街創造事業の補助金を受けていて、令和6年度時点で事業開始4年目以降となる事業は補助対象となりません。)

- 新たにオンリーワン商店街創造事業に取り組もうとする商店街が、その企画立案を外部に委託した場合に、その委託料に対する支援 補助限度額 30万円、補助率1/2

商店街PRソフト事業

ホームページの作成や会員店舗を紹介した冊子の発行など、商店街自体を効果的にPRするもの

(※オンリーワン事業に該当するもの又は、各個店が行うイベント等の告知に係るものは除きます。)

補助限度額 50万円、補助率1/2

共同設備等ハード整備事業

商店街の魅力を高めるため、共同設備等の設置・補修等を行う事業

(街路灯、AED、デジタルツールの設置など。)補助限度額 100万円、補助率1/2

街路灯電気代補助事業

商店街等の安全・安心の確保及び魅力の向上のために街路灯を維持管理する事業に対し、商店街が負担する電気代を補助。

補助対象は令和6年(2024年)1月から令和6年(2024年)12月までに、商店街が維持管理する街路灯の公衆街路灯契約により支払われた公衆街路灯の電気料金で、補助率9/10。

商店街共同活性化事業

市内の2以上の商店街(会)や商店街(会)と近接する大型店舗が協働で主催・実施し、新たな企画で行う商店街活性化のイベント等に取り組む事業。

補助限度額 50万円、補助率1/2 (3年度目までを補助対象とします。)

「まちづくり」提案型事業

商店街内にある空き家・空き店舗の活用又は、デジタル化の取組により、社会問題を解決する優れた事業プランに補助を行うことで、先導的なモデルを創出するとともに、その成果を広く他の商店街等に普及させるもの。

補助限度額 200万円

2. 補助金の交付の対象者

市内に所在する、次の団体が対象です。

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号の事業協同組合及び同条第1号の2の事業協同小組合
- (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (3) (1)(2)に類する団体(但し、次に掲げる要件を満たすもの)
 - ・団体の内規その他規約により代表者の定めがあること。
 - ・総会、役員会等の合議制により自らその意思決定を行っていること。
 - ・設立から原則1年以上経過している組織。
 - ・補助対象行為を確実に実施できること。

<対象拡充>

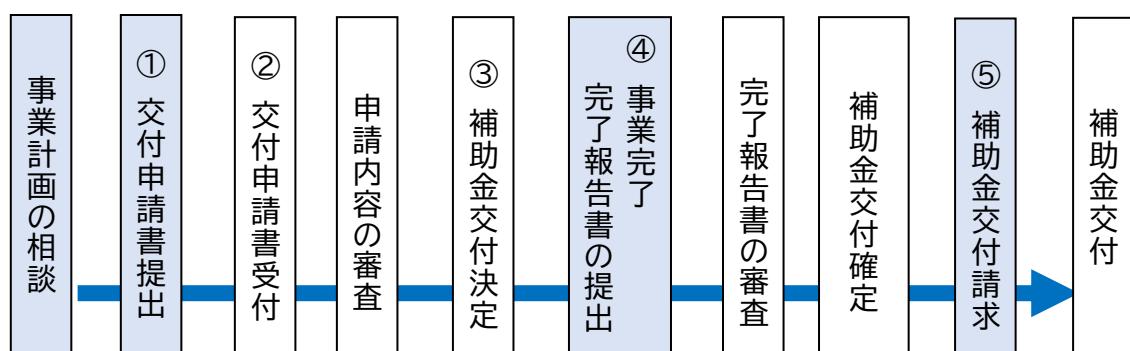
(1)～(3)の団体のほか、オンライン商店街創造事業、商店街PRソフト事業、商店街共同活性化事業及び「まちづくり」提案型事業に係る補助金については、商店街が存する地域において当該商店街等の活性化に資する活動実績を有しており、市内に所在し、(3)に掲げる要件を満たす団体。

3. 募集期間(予定)

令和6年4月30日～令和6年6月28日まで(以後については、予算残額がある場合、随時受付を行います。)

枚方市商店街等活性化促進事業補助金の手続きについて

1. 補助金交付に至る流れ



① 補助金交付申請時

事業相談

申請書を提出する前に、事業内容について、予めご相談ください。

補助金交付申請書提出

オンライン等の継続事業を除き、原則、事業の着手前に、交付申請をお願いします。

② 事業実施期間及び交付申請書の受付

令和6年度募集は、4月30日より受付を開始し、6月28日まで受け付けます。(以後は、残額に応じて、随時受付)

なお、街路灯電気代補助事業については翌年1月1日以降、街路灯電気代が確定した後に申請してください。

補助金の交付は予算の範囲内で行うため、交付申請額が予算額に達したときには、受付期間内であっても受付を終了します。また、予算に残額が生じた場合は、上記の受付期間以後も申請を受け付けます。

記載内容や添付書類の不備等がありましたら、受付できませんので、ご注意ください。

③補助金交付決定の通知

補助金の交付決定が行われたものについて随時行います。

予告なく、交付決定前に行われた事業については、補助対象とならない場合があります。

[中止届又は変更届の提出] ※交付決定を受けた事業計画の内容に変更があった場合に提出が必要です。

補助金交付決定の通知を受けた後、事業を中止又は変更しようとするときは、直ちに届出書を提出してください。

(中止または変更することが決まり次第、必ず速やかに届出を行ってください。)

④事業完了・完了報告書の提出

事業完了後、速やかに完了報告書を提出してください。完了報告は3月31日までに必ず行ってください。

[完了報告書提出] **[補助金交付支給決定額を通知]**

※街路灯電気代補助事業については完了報告書の提出が不要となりました。

⑤補助金交付請求

[請求書提出]

補助金支給額の決定通知を受けた後、速やかに請求書を提出してください。

なお、期限内に請求書の提出がない場合、補助金の支払いができない場合があります。

[支払処理]

各団体の指定する口座へ振り込みを行います。

2. 必要な添付書類について

① 交付申請時

(共通)

- 交付申請書(事業計画書及び収支予算書を含む)
- 事業実施を決定した議事録の写し(ただし、電気代補助事業の場合は提出不要)
- 商店街等の前年度決算書及び当該年度の予算書の写し
- 定款又は会則
- 役員名簿及び会員名簿
- その他必要と認める書類

(複数の事業区分へ申請する場合、交付申請書に添付する資料で重複するものについては、1通の提出で足りる)

(オンリーワン商店街創造事業・商店街PRソフト事業・商店街共同活性化事業)

- 見積書 原則として3社以上の相見積もりが必要です。(アラバイト人件費を除く)
- コーディネーター紹介資料(オンリーワン商店街創造事業【調査・企画立案】のみ)

(共同設備等ハード整備事業)

- 事業計画図(位置・見取図)
- 見積書 原則として3社以上の相見積もりが必要です。
- 道路占用許可書(写し)(街路灯、放送設備に係るもので、道路上に設置されるもののみ)
- 確認申請書(写し)(駐車場・馬連輪場及び公衆便所に係るもののみ)
- 個人情報保護に関する計画書(防犯カメラに係るもののみ)
- 設置する機器等の仕様が分かる資料

(街路灯電気代補助事業)

- 事業計画図(位置・見取図)
- 道路占用許可書(写し)(私有地に設置の場合は土地所有者からの同意書)
- 確認申請書(写し)(駐車場・駐輪場及び公衆便所に係るもののみ)
- 電気料金の領収書・電気料金請求内訳書

② 完了報告時(街路灯電気代補助事業については提出不要)

(共通)

- 完了報告書
- 諸経費の支払いの内容が確認できる書類
- 諸経費の支払いを証する書類(写し)
- その他必要と認める書類

(オンライン商店街創造事業・商店街PRソフト事業・商店街共同活性化事業)

- 事業風景写真
- チラシ等事業成果物
- 業務報告書(オンライン商店街創造事業【調査・企画立案】のみ)

(共同設備等ハード整備事業)

- 事業風景写真(整備前及び整備後)
- 検査済証(写し)(駐車場・駐輪場、公衆便所及び防止施設に係るもののみ)

諸経費の支払いを証する書類の例

支払いの種類	1	2	3	4
銀行振込	◎領収書 ^{※1}	◎銀行の振込金受領書 (兼手数料受領書) ^{※2}	◎ATMの 「ご利用明細票」 ^{※3}	◎通帳の写し、ネットバンキングの振込記録 ^{※3}
現金払い	◎領収書 ^{※1}			
クレジット払い	◎領収書 ^{※1}	◎カードご利用代金明細書 ^{※2・3}		
コンビニ振込票	◎領収書 ^{※1}	◎振込票の控え ^{※3}		
宅配便(代引)	◎領収書 ^{※1}	◎代金領収された旨が記載・押印された宅配伝票控 ^{※2・3}		

※1 収額が5万円以上になるものについては収入印紙の有無に注意してください。 ※2 受付印のないものは無効。

※3 支払金額・支払い相手方がわからないものは無効

その他:人件費(アルバイト)の受領書については、支払い毎に発行し受領してください。

お問い合わせ先

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課 住所: 枚方市大垣内町 2 丁目 1 - 20
Tel: 072-841-1325(ダイヤルイン) FAX: 072-841-1278 Mail : shokou@city.hirakata.osaka.jp

